**特定給食施設及びその他の給食施設の届出について**

　　特定の者に対して、１回５０食以上又は１日１００食以上を継続的（食事の供給が週４日以上かつ１か月以上実施されていることをいう。）に供給する施設（※）で、区分は次のとおりです。

◆特定給食施設等とは

　　①特定給食施設：１回１００食以上又は１日２５０食以上

　　②その他の給食施設：特定給食施設以外の施設

　　※対象施設の種類は、次のとおりです。

学校（幼稚園型認定こども園を含む）、病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、児童福祉施設（幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を含む）、 社会福祉施設、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センタ-、その他

◆届出の種類

**（１）特定給食施設の届出**

**健康増進法第２０条、大阪府健康増進法施行細則第２条及び第３条、**

**大阪府特定給食施設等指導要綱第３条第１項**

特定給食施設の設置者の方は、施設の所在地を管轄する保健所長に次の①～③の届出の提出が

必要です。

　　　　①特定給食施設開始届出書

　　　　　特定給食施設の事業の開始（食数増加により特定給食施設の対象になった場合を含む）の日

から１か月以内

　　　　②特定給食施設届出事項変更届出書

　　　　　特定給食施設開始届出書の届出事項に変更が生じた場合、変更の日から１か月以内

　　③特定給食施設休止（廃止）届出書

特定給食施設に係る事業を休止又は廃止した場合（食数減少により特定給食施設の対象外と

なった場合を含む）、休止又は廃止した日から１か月以内

**（２）その他の給食施設の届出**

**大阪府特定給食施設等指導要綱第３条第２項**

その他の給食施設の設置者の方は、施設の所在地を管轄する保健所長に次の①～③の届出の提出をお願いします。

　　　　①その他の給食施設開始届出書

　　　　　その他の給食施設の事業の開始（食数の変動によりその他の給食施設の対象になった場合を含む）の日から１か月以内

②その他の給食施設届出事項変更届出書

　　　　　その他の給食施設開始届出書の届出事項に変更が生じた場合、変更の日から１か月以内

　　　　③その他の給食施設休止（廃止）届出書

　　　　　その他の給食施設に係る事業を休止又は廃止した場合（食数減少によりその他の給食施設の対象外となった場合を含む）、休止又は廃止した日から１か月以内

**〈参考〉**

○健康増進法（平成１４年法律第１０３号）

　　（特定給食施設の届出）

　　第二十条　特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

　　２　前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、または廃止したときも、同様とする。

○大阪府健康増進法施行細則（平成１５年大阪府規則第７９号）

（特定給食施設に係る事業の開始の届出）

第二条　法第二十条第一項の規定による届出は、特定給食施設開始届出書(様式第一号)を提出することにより行わなければならない。

（特定給食施設に係る届出事項の変更等の届出）

第三条　法第二十条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

一 法第二十条第一項の規定による届出に係る事項に変更を生じた場合 特定給食施設届出事項変更届出書(様式第二号)

二 特定給食施設に係る事業を休止し、又は廃止した場合　特定給食施設休止(廃止)届出書(様式第三号)

○大阪府特定給食施設等指導要綱（平成２９年４月１日施行）

　（届出）

第３条 特定給食施設の設置者は、法第２０条第１項及び第２項の規定に基づく特定給食施設の届出を行うときは、細則の規定に従い、管轄保健所長に提出しなければならない。

２　管轄保健所長は、その他の給食施設の設置者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

（１）事業を開始したときは、事業の開始の日から１月以内に、「その他の給食施設開始届出書（様式１）」の提出

（２）届出事項に変更を生じたときは、変更の日から１月以内に、「その他の給食施設届出事項変更届出書（様式２）」の提出

（３）事業を休止し、又は廃止したときは、休止又は廃止の日から１月以内に、「その他の給食施設休止（廃止）届出書（様式３）」の提出

**〈届出書の提出先・問合せ先〉**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出先・問合せ先 | | | |
| 名称 | 所　　在　　地 | 電　　話 | 管轄地域 |
| 大阪府池田保健所 | 池田市満寿美町3-19 | 072-751-2990 | 池田市・箕面市・豊能町・能勢町 |
| 大阪府茨木保健所 | 茨木市大住町8-11 | 072-624-4668 | 茨木市・摂津市・島本町 |
| 大阪府守口保健所 | 守口市京阪本通2-5-5  （守口市庁舎8階） | 06-6993-3131 | 守口市・門真市 |
| 大阪府四條畷保健所 | 四條畷市江瀬美町1-16 | 072-878-1021 | 大東市・四條畷市・交野市 |
| 大阪府藤井寺保健所 | 藤井寺市藤井寺1-8-36 | 072-955-4181 | 松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市 |
| 大阪府富田林保健所 | 富田林市寿町3-1-35 | 0721-23-2681 | 富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町  河南町・千早赤阪村 |
| 大阪府和泉保健所 | 和泉市府中町6-12-3 | 0725-41-1342 | 和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町 |
| 大阪府岸和田保健所 | 岸和田市野田町3-13-1 | 072-422-5681 | 岸和田市・貝塚市 |
| 大阪府泉佐野保健所 | 泉佐野市上瓦屋583-1 | 072-462-7701 | 泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町 |